

長野県畜産経営災害総合対策緊急支援事業（肉用牛経営災害緊急
支援対策事業）実施要領

令和2年1月22日付け元長畜第349号
令和2年1月22日付け元農畜機第6160号承認

令和元年8月から9月の前線に伴う大雨（令和元年8月13日から9月24日までの間の暴風雨及び豪雨をいい、台風第10号、第13号、第15号及び第17号を含む。）、台風第19号、第20号及び第21号（以下「令和元年8月から9月の大雨等」という。）により被災した生産者を支援する必要があること、また、災害等による停電に備える必要があることから、一般社団法人長野県畜産会（以下「畜産会」という。）は、生産者の安定的な経営継続のための支援に対し、畜産経営災害総合対策緊急支援事業実施要綱（平成31年3月29日付け30農畜機第7748号。以下「要綱」という。）に基づき補助することとし、もって、国産牛肉の安定供給を図るものとする。

本事業の補助金の交付に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「補助金適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、「畜産業振興事業の実施について」（平成15年10月1日付け15農畜機第48号-1）、「畜産業振興事業に係る補助金交付の停止措置について」（平成26年3月31日付け25農畜機第5376号）及び要綱に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

第1 事業の内容

1 経営継続支援対策

畜産会は、生産者集団等が次に掲げる取組を実施するのに要する経費について補助するとともに、第2の1に掲げる災害により畜産関連施設等に被害を受けた畜産経営体が次に掲げる（1）の補改修等、（2）の資材の購入、（3）の輸送、管理委託及び（5）の発電機の借上げ等を緊急的に自ら実施するのに要した経費について、生産者集団等が補助するのに要する経費を補助するものとする。

（1）牛舎、飼養管理の附帯施設・機械の補改修等

牛舎等の損壊等あるいは緊急的な家畜の避難に伴う牛舎、飼養管理のための附帯施設・機械の補改修等（修繕費、停電又は断水等に伴う飼養管理に要する飲料水等の確保の取組及び土砂・がれき等の撤去・運搬の取組（補改修と一体的に実施する場合又は当該撤去により経営再開できる場合に限る。）を含む。以下同じ。）

（2）簡易牛舎の整備等

牛舎の損壊等あるいは緊急的な家畜の避難に伴う簡易牛舎等の整備及び既存牛舎を増築する場合の資材の支給

(3) 緊急避難等支援

牛舎の損壊等による緊急的な避難に伴う家畜の輸送及び飼料等の輸送、管理委託

(4) 繁殖に供する雌牛の導入支援

牛舎の損壊等により死亡、廃用又はやむを得ず売却した繁殖雌牛に代わる繁殖に供する雌牛の導入

(5) 電力確保支援

停電に伴う電力確保に要する発電機の借上げ、運搬及び設置工事

2 非常用電源の整備

畜産会は、生産者集団等が災害等による停電時における畜産経営体の経営継続のため、家畜の生命維持に要する機械の稼動のための次に掲げる取組を実施するのに要する経費について補助するものとする。

(1) 非常用電源の導入

(2) 非常用電源をリース事業者から借り受けるのに必要なリース料の軽減

第2 事業の要件

1 第1の1の事業の対象となる災害

令和元年8月から9月の大雨等

2 第1の1の事業の対象となる畜産経営体

市町村から1に掲げる災害による畜産関連施設（6次産業化関連施設を除く。）の被害を証明する書面の交付を受けた畜産経営体とする。ただし、1の災害により、停電若しくは断水等が生じた地域において、第1の1の（1）のうち飲料水等の確保のための取組若しくは第1の1の（4）の取組を実施する場合又は停電が生じた地域において、第1の1の（5）の取組を実施する場合は、この限りではない。

3 生産者集団等

(1) 第1の生産者集団等は、3戸以上の農業者から構成される生産者集団（以下「生産者集団」という。）、農業協同組合、農業協同組合連合会及び一般社団法人等とする。

(2) (1)の生産者集団は、次に掲げる事項のすべてを内容とする規約を有するとともに、その規約について、あらかじめ畜産会の会長（以下「会長」という。）の承認を受けるものとする。これを変更する場合も同様とする。

- ア 生産者集団の目的、名称、事務所の所在地、代表者及び構成員に関する事項
- イ 生産者集団の組織運営に関する事項
- ウ 肉用牛生産の振興に関する事項
- エ 会計、補助金の管理及び使途に関する事項
- オ その他生産者集団の目的の達成に必要な事項

4 簡易牛舎の整備等

第1の(2)で取得した簡易牛舎等については、次のとおり取扱うこととする。

- (1) 生産者集団等（代表者）として会計の処理を行うこと。
- (2) 生産者集団等は管理利用規程を設けるとともに、その管理運用を生産者集団等の構成員に行わせる場合にあっては、当該構成員と貸付契約を締結すること。

5 繁殖に供する雌牛の導入支援

- (1) 第1の(4)の事業の補助対象は黒毛和種、褐毛和種、日本短角種、無角和種、その他の肉専用種（乳用種と肉専用種の交雑種は含まない。）とする。
- (2) 補助対象頭数は、1に揚げる災害による牛舎の損壊等により死亡、廃用又はやむを得ず売却した繁殖雌牛の頭数を上限とする。
- (3) 第1の(4)の事業対象牛は、国及び独立行政法人農畜産業振興機構（以下「機構」という。）が実施する、繁殖雌牛の導入、保留及び増頭に係る事業の補助金の交付を受けていないこと。
- (4) 家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第32条の2第1項の農林水産大臣の承認を受けた者（以下「登録団体」という。）が行う登録又は登記を受けた肉専用種の雌牛であること。
- (5) 生産者集団等が導入する繁殖に供する雌牛は、次のいずれかにより飼養すること。

ア 雌牛を購入し、一定期間自ら飼養する場合

イ 雌牛を購入し、2の畜産経営体に対し、一定期間貸し付ける場合（生産者集団等が他の生産者集団等又は市町村を経由し、貸し付ける場合を含むものとする。）

- (6) (5)の一定期間とは、雌子牛（満6か月齢以上12か月齢未満）にあっては、購入後概ね42か月又は雌子牛の購入後生産された産子の枝肉成績が得られる時点までのいずれか短い期間、成雌牛にあっては、購入後概ね36か月又は成雌牛の購入後生産された産子の枝肉成績が得られる時点までのいずれか短い期間とする。

6 非常用電源の整備等

(1) 第1の2で整備した非常用電源の取扱い

生産者集団等は、第1の2の(1)又は(2)で整備した非常用電源については、次のとおり取扱うこととする。

ア 生産者集団等(代表者)として会計の処理を行うこと。

イ 生産者集団等において、災害時における構成員の経営継続のための計画を策定すること。

ウ 生産者集団等は管理利用規程を設けるとともに、その管理運用を生産者集団等の構成員に行わせる場合にあっては、当該構成員と貸付契約を締結すること。

(2) 第1の2の(2)の事業に係るリース事業者の選定等

ア リース事業者

生産者集団等が選定し、会長が認めたリース事業者であること。なお、附加貸付料が極力、低廉なリース事業者を選定するよう努めること。

イ 貸付期間

貸付期間は、以下のいずれかの方法により定めることとする。

(ア) 貸付期間終了後に貸付対象の非常用電源等の所有権を移転する場合

非常用電源等の貸付期間は、処分制限期間の70%(処分制限期間が10年以上の場合は60%)以上(1年未満の端数切捨て)から処分制限期間までの範囲内で、リース事業者が貸付期間終了後に非常用電源等の所有権を貸付対象者に移転することを前提に、リース事業者が別に定めるものとする。ただし、処分制限期間の終了前に所有権が移転したときは、生産者集団等又は構成員において適正に使用するものとする。

(イ) 貸付期間終了後に非常用電源等の所有権を移転しない場合

非常用電源等の貸付期間は、処分制限期間とする。

(ウ) 途中解約の禁止

生産者集団等は、貸付期間中の貸付契約の解約はできないものとする。ただし、やむを得ず貸付期間中に貸付契約を解約する場合は、未経過期間に係る貸付料相当額を解約金として生産者集団等がリース事業者に支払うものとする。

(エ) 事業の中止等による補助金の返還

畜産会は、「畜産業振興事業の実施について」(平成15年10月1日付け15農畜機第48号-1)の15の(4)に従い、生産者集団等に対し補助金の全部又は一部の返還を命じることができるものとする。

なお、非常用電源等の管理運用を構成員に行わせる場合にあっては、当該構成員は畜産会が別に定める額を生産者集団等に支払うものとする。

7 家畜共済等の積極的な活用

生産者集団等は、継続的な効果の発現及び経営の安定を図る観点から、本事業の参加者へ、農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づく家畜共済への積極的な加入を促すものとする。

8 環境と調和のとれた農業生産活動

事業に参加する畜産経営体は、「環境と調和のとれた農業生産活動規範について」（平成17年3月31日付け16生産第8377号農林水産省生産局長通知）に基づく環境と調和のとれた農業生産活動規範点検シート（別紙様式7号）により、環境と調和のとれた農業生産活動が行われるよう努めること。

ただし事業に参加する生産者が、GAP取得チャレンジシステムと同等以上の水準の取組を実践する場合は、当該環境と調和のとれた農業生産活動が行われているとみなすものとする。

9 配合飼料価格安定制度の安定的な運営を確保するための措置

畜産会は、配合飼料価格安定制度の安定的な運営を確保するため、第1の事業に参加する畜産経営体であって、配合飼料を利用し平成30年度に「配合飼料価格安定対策事業実施要綱」（昭和50年2月13日付け50畜B第302号農林事務次官依命通知）に定める「配合飼料価格安定基金」が定める業務方法書に基づく配合飼料の価格差補てんに関する基本契約及び配合飼料の価格差補てんに関する毎年度行われる数量契約（以下「契約」という。）の締結をしている者が、引き続き令和元年度において契約をしていることを確認するものとする。ただし、自給飼料への転換等合理的な理由があつて、配合飼料価格安定制度への加入を取りやめた場合は、この限りではないものとする。

第3 事業の実施

1 事業実施計画の作成

生産者集団等は、事業の実施に当たっては、会長が別に定める期日までに、事業実施計画（別紙様式第1号の別紙）を作成し、会長に提出するものとする。

2 事業の実施期間

この事業の実施期間は、令和元年度とする。

第4 畜産会の補助

畜産会は、予算の範囲内において、別表に定める補助対象経費及び補助率により、生産者集団等が第1に規定する事業を実施するのに要する経費につき補助するものとする。

第5 補助金交付の手続等

1 補助金の交付申請

生産者集団等は、補助金の交付を受けようとする場合は、会長が別に定める期日までに別紙様式第1号の畜産経営災害総合対策緊急支援事業（肉用牛経営災害緊急支援対策事業）補助金交付申請書（以下「補助金交付申請書」という。）を会長に提出するものとする。

2 事業の変更承認申請

生産者集団等は、補助金交付決定のあった後において、次に掲げる変更をしようとする場合は、あらかじめ別紙様式第2号の畜産経営災害総合対策緊急支援事業（肉用牛経営災害緊急支援対策事業）補助金交付変更承認申請書を会長に提出し、その承認を受けるものとする。

(1) 事業の中止又は廃止

(2) 事業費の30%を超える増減

(3) 補助金の交付決定額の増加を伴う事業費の増

3 補助金の概算払

(1) 会長は、この事業の円滑な実施を図るために必要があると認めた場合は、交付決定額を限度として、補助金の概算払をすることができるものとする。

(2) 生産者集団等は、補助金の概算払請求をしようとする場合は、別紙様式第3号の畜産経営災害総合対策緊急支援事業（肉用牛経営災害緊急支援対策事業）補助金概算払請求書を会長に提出するものとする。

第6 事業の実績報告

生産者集団等は、別紙様式第4号の畜産経営災害総合対策緊急支援事業（肉用牛経営災害緊急支援対策事業）実績報告書（以下「事業実績報告書」という。）を作成し、事業の完了した日から起算して1か月を経過した日又は補助金の交付決定通知のあった年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに会長に提出するものとする。

第7 運営状況の報告

生産者集団等は、第1の1の(1)若しくは(2)又は第1の2の(1)若しくは(2)の事業により整備した補助対象施設等（取得価格又は効用の増加価格（消費税及び地方消費税に相当する金額を含まない。）が50万円未満の機械及び器具を除く。）にあっては、整備が完了した年度の翌年度から起算して5年間は、毎年度、遅滞なく別紙様式第5号の運営状況報告書を作成し、4月20日までに会長に報告するものとする。

第8 消費税及び地方消費税の取扱い

1 補助金交付申請書提出時の取扱い

生産者集団等は、畜産会に対して補助金交付申請書を提出するに当たり、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかでない場合には、これを当該補助金の交付申請額から減額して申請しなければならない。

ただし、当該補助金交付申請書の提出時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合は、この限りでない。

2 事業実績等の報告時の取扱い

生産者集団等は、1のただし書により申請をした場合において、事業実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

3 消費税等相当額が確定した場合の取扱い

生産者集団等は、1のただし書により申請をした場合において、事業実績報告書を提出した後に、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、別紙様式第6号の畜産経営災害総合対策緊急支援事業（肉用牛経営災害緊急支援対策事業）に係る仕入れに係る消費税等相当額報告書を速やかに会長に提出するとともに、その金額（2の規定に基づき減額した場合は、その減じた金額を上回る部分の金額）を畜産会に返還しなければならない。

また、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合又はそれぞれの生産者集団等の仕入れに係る消費税等相当額がない場合であっても、その状況等について、補助金適正化法第15条の補助金の額の確定通知のあった日の翌年6月20日までに、同様式により会長に報告しなければならない。

第9 事業の推進指導等

生産者集団等は、畜産会及び県の指導の下、関係団体等との連携を図り、生産者等に対するこの事業の趣旨、内容等の周知徹底に努めるとともに、事業の適正かつ円滑な実施を図るものとする。

第10 帳簿等の整備保管等

- 1 生産者集団等は、この事業に係る経理を適正に行うとともに、その内容を明らかにした帳簿及び関係書類を整備して保管するものとし、その保存期間は、事業を完了した年度の翌年度から起算して5年間とする。

- 2 会長は、この要領に定めるもののほか、この事業の実施及び実績について、必要に応じ、生産者集団等に対し調査し又は報告を求めることができるものとする。

附 則（令和2年1月22日付け 元長畜第349号）

- 1 この要領は、機構理事長の承認があった日から施行し、令和元年8月13日から適用するものとする。
- 2 第1の1の事業のうち令和元年8月から9月の大雨等による被災に係る事業について、令和元年8月13日から補助金交付決定までの間に着工又は着手した場合にあっては、「畜産業振興事業の実施について」（平成15年10月1日付け15農畜機第48号-1）14の規定に基づく着工又は着手の手続きについては、同規定にかかわらず、別紙様式第1号の補助金交付申請書の備考欄の該当箇所に着工年月日又は着手年月日を記入することにより、行うものとする。この場合、畜産会から補助若しくは貸付を受けて事業を実施する者は、補助金交付決定までのあらゆる損失等について、自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。

(別表)

| 事業の種類 | 補助対象経費 | 補助率又は額 |
|------------|---|---|
| 1 経営継続支援対策 | (1) 牛舎、飼養管理の附帯施設・機械の補改修等に要する経費 | 1 / 2 以内 |
| | (2) 簡易牛舎の整備等に要する経費 | 1 / 2 以内 |
| | (3) 緊急避難等支援に要する経費 | 1 / 2 以内 |
| | (4) 繁殖に供する雌牛の導入支援に要する経費 | 1 / 2 以内 ただし、以下の額を上限とする。 【妊娠牛】 1 頭当たり 2 7 5 千円以内 【その他雌牛】 1 頭当たり 1 7 5 千円以内 |
| | (5) 電力確保支援に要する経費 | 1 / 2 以内 |
| 2 非常用電源の整備 | (1) 非常用電源の導入に要する経費 | 1 / 2 以内 |
| | (2) 非常用電源をリース事業者から借り受けるのに必要なリース料の軽減を実施するのに要する経費 | リース料のうち、非常用電源の取得価格相当額の 1 / 2 以内 |